



約50メートル崩落し通行できない国道252号(石伏地内)

7・29 新潟・福島豪雨

水害の爪痕・・・

自然の猛威、激しい豪雨が容赦なく只見町を襲い、町内全域に大規模な水害をもたらした7月29日の「新潟・福島豪雨」から1カ月以上が経ちました。

この水害による町内外の被害はあまりにも大きく、現在も、道路や鉄道は一部で寸断したまま、確実な復旧の見通しは立っていません。

また、流失したり土砂が流れ込んだ農地や農業用施設、濁流により破壊された水路なども復旧の計画がこれから立てられる見通しです。

さらに、住宅が倒壊したり浸水したりして、今もお公共施設で避難生活を送っている町民の方が30名以上おられます。

懸命な復旧作業・・・

このような状況から一日も早く復興するため、町では、町道や水路などの復旧作業を進め、一方では浸水した町営住宅の補修工事を行い、さらに仮設住宅を整備する計画で、入居希望者の取りまとめも行いました。ライフラインの復旧にも全力をあげ取り組み、現在は入叶津と中ノ平に給水タンクを設置していますが、橋が落ちた小川地区には合併浄化槽を新設し対応する

など、上下水道、電気、電話ともに全町で復旧しています。

要望活動を展開・・・

町内の国道では、櫛戸地内の花立橋が通行不能、さらに、石伏地内の国道252号でも約50メートルにわたり道路が崩落し通行できません。国道以外でも櫛戸橋(櫛戸)、五礼橋(八木沢)が通行不能、落橋は小川橋(小川)、峰沢橋(黒谷入)、万代橋(宮淵)の3カ所です。

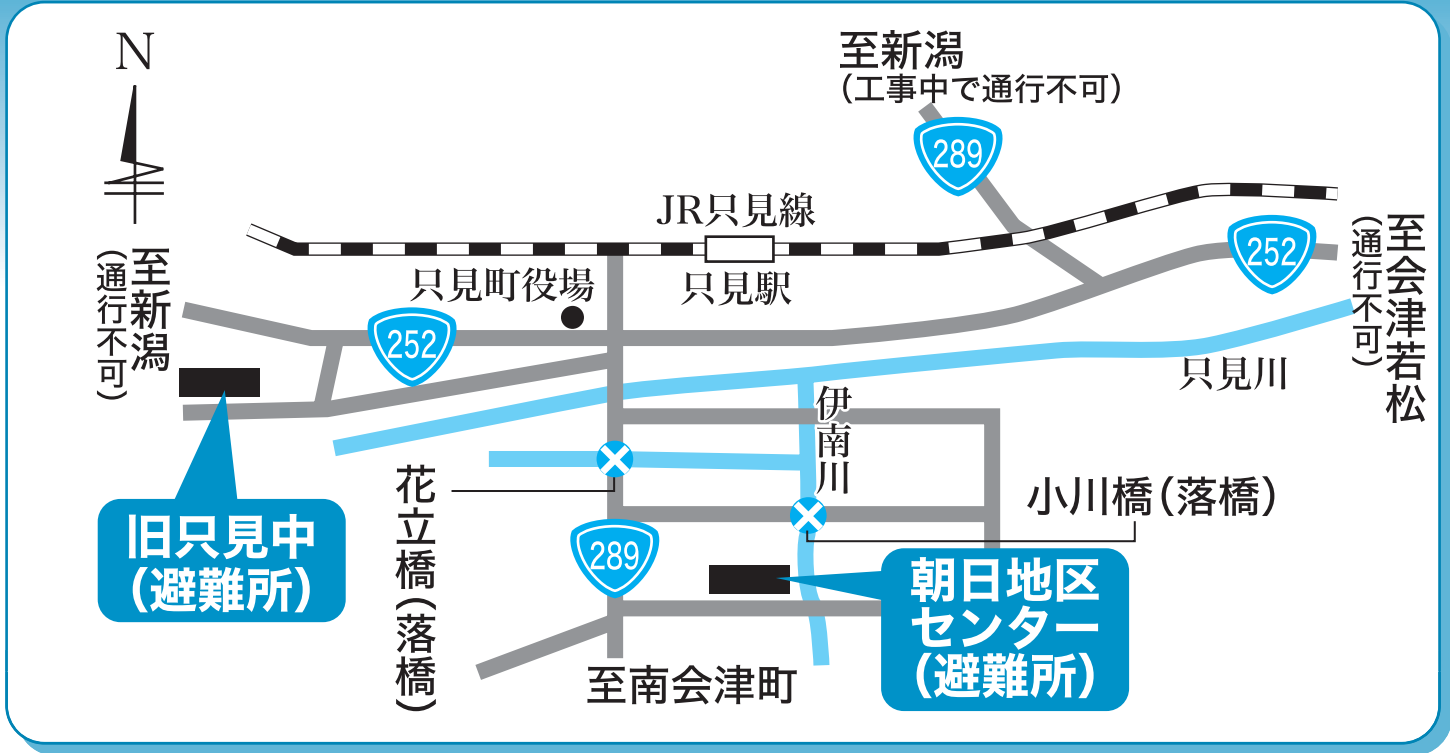
また、JR只見線も金山町の会津川口駅から只見駅方面側の鉄橋が2カ所、流失し復旧の計画は立っていない状況です。

このような国道の通行止めや鉄道の運休状態が極力短期間で解消されるよう、町では、国や県をはじめ様々な関係機関に足を運び、要望活動を展開、復興への支援と復旧作業の早期取り組みなどについて、町民の思いを痛切に訴えました。

補正予算を可決・・・

8月31日には、只見町議会8月会議が開かれ、この豪雨災害対策として2億4821万2千円を追加した一般会計補正予算などを原案のとおり可決しました。すでに確保されている10億241万4千円に加え、災害関係予算は合計で12億5062万

集中豪雨による只見町の寸断箇所と避難所



心はひとつ... 復興めざし がんばろう



小川地区に設置された合併浄化槽



JR東日本福島支店で要望活動をする目黒町長(中央)と五十嵐拓町議会議長(右)

復興を目指し...

只見町は、議会と一致協力し、この度の豪雨災害で被災された町民の方々が、その苦痛から一日も早く解消され、普段の生活が送られるよう、そして、全町民が心配される道路や鉄道などの早期再開と運行再開、さらには農地や水路、農業用施設などの復旧作業と、あらゆる角度から被災状況を的確に把握し、復興を目指し、これからも全力で対策を講じてまいります。町民の皆様のご理解をお願いいたします。みんなで力を合わせ、がんばりましょう。

6千円になります。

主な使い道は、土砂撤去の災害救助費、集落への農地・農業用施設災害復旧事業補助金などのほか、仮設住宅建設費、被災者生活再建支援金などに使われます。

仮設住宅は、旧会津乗合自動車只見出張所跡地と朝日地区センター周辺の2カ所に計10世帯分を建設する予定です。被災者生活再建支援金は、住宅が全壊などして新たに建設や購入する場合に、国の支援制度に加え町単独で1世帯当たり最高で150万円を上乗せ支援するものです。この支援は、只見町内で建設や購入する場合に対象となります。

ご協力に感謝いたします…

災害ボランティアセンター閉所



閉所した災害ボランティアセンター

7月29日に発生した豪雨災害による被災者の復旧作業を支援しようとして8月1日に、社会福祉活動センター「やまびこ」に開設された災害ボランティアセンターが、9月4日に閉所しました。

同センターで開かれた閉所式で目黒町長は「ボランティアに参加協力いただいた大勢の皆様から感謝申し上げます。これからも、一日も早い復興を目指し全力で取り組んでまいります。ご支援をお願いいたします」とあいさつを述べました。

開所から閉所までの間でボランティア活動に参加いただいた方々の延べ人数は2406名で、北海道から沖縄までの全国各地からご協力いただきました。感謝申し上げます。ありがとうございました。

「皆様のご協力に感謝」

只見町災害ボランティアセンター所長 五十嵐 善久

7月末に発生いたしました「新潟・福島豪雨災害」では、家屋や農地・農作物、道路、林道、橋などに多大な被害を受けてまいりました。

只見町社会福祉協議会では、支援に駆けつけてくださいました多くの地元のボランティアをはじめ関係機関の応援を受け、8月1日に只見町災害ボランティアセンターを立ち上げ活動を続けてきました。

何から手をつければよいのか途方にくれている時、ボランティアの皆様の手を差し伸べていただき、活動が続けられました。道路のアクセスが悪い中、全国各地から駆けつけていただきましたボランティアの皆様のおかげと感謝申し上げます。（受付人数2,267人 県外 698人 県内 1,569人）延べ活動者数2,406名になりました。

ボランティアの皆様の熱いお気持ちに接し、これからの復旧に元気と勇気をいただきました。

只見町災害ボランティアセンターは9月4日で閉所いたしましたが、今後も相談活動を進めながら地域住民の方と力を合わせていきたいと思っております。閉所までのご協力に感謝いたします。ありがとうございました。



ありがとうございます…

支援人員の派遣・支援物資のご提供



孤立集落の住民を搬送する自衛隊ヘリ(7月30日)

この度の豪雨災害に伴い、陸上自衛隊の方々をはじめ、千葉県柏市の職員の方々、中越大震災ネットワークおぢや、うつくしまNPOネットワーク、町外や県外の消防団員の皆さんなど、各団体や機関から大勢の人員を派遣いただき、行方不明者の捜索活動から民家などの土砂撤去、災害救助事務、避難所運営、公共土木施設災害復旧業務、被害認定調査、炊き出し活動、そして、ヘリコプターによる孤立集落の住民搬送や物資運搬など、

いただきました。また、町内はじめ全国の個人の方、企業、各種団体、NPO法人、地方公共団体などから、水や食品類、衣類、生活用品、発電機、洗浄機など、緊急時に欠かせない物資を多数ご提供いただきました。災害活動に当たっていただいた皆様、支援物資をご提供いただいた皆様、本当にありがとうございます。今後も皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。



自衛隊員により避難所に運ばれる孤立集落の住民(7月30日)



避難所に届いた支援物資(8月2日)



派遣された千葉県柏市の職員と目黒町長(左から3人目)と久保副町長(中央)

◇ライフライン

停電(ピーク時)

町内全域……31日午後には叶津、入叶津、八木沢、蒲生、寄岩、十島、塩沢、黒谷入地区を除き復旧。[8月13日午後には全町復旧](#)

固定電話(ピーク時)

叶津、入叶津、八木沢、蒲生、寄岩、十島、塩沢、黒谷入、小川、亀岡、熊倉地区が不通。
[8月20日全面復旧](#)

携帯電話(ピーク時)

入叶津、蒲生、寄岩、十島、塩沢、宮淵、黒谷入、小川、亀岡、塩ノ岐、二軒在家、坂田地区が不通。
[8月25日全面復旧](#)

避難者状況 (H23.8.31現在)

◇避難所

只見小学校体育館……29日開所、19日閉所(ピーク時96人51世帯)
旧只見中学校校舎……19日開所 31名18世帯
朝日地区センター……29日開所 6名3世帯(ピーク時58人33世帯)
叶津番所……13日閉所(ピーク時 9人 5世帯)

◇福祉避難所

只見ホーム……0人(ピーク時3人)
朝日診療所……0人(ピーク時4人)
こぶし苑……3人(ピーク時3人)
保健福祉センター……2人(ピーク時2人)
和の里……0人(ピーク時1人)

避難所となった只見小体育館(左)と朝日地区センター(右)



只見町の最終的な【被災概要】及び【避難者状況】は、次のとおりです。

被災概要

◇建物被害 (H23.8.25現在)

■全壊	……………	22棟(住家7棟、非住家15棟)
■大規模半壊	……………	25棟(住家22棟、非住家3棟)
■半壊	……………	129棟(住家115棟、非住家14棟)
■床上浸水	……………	44棟(住家32棟、非住家12棟)
■床下浸水	……………	124棟(住家113棟、非住家11棟)

◇農地等被害

■減収被害(154.85ha) …	被害額	129,622千円
■農地被害(151.00ha) …	被害額	850,000千円
■農業施設被害(194箇所) …	被害額	1,182,000千円
……………	計	2,161,622千円

◇林業等被害

■林道被害(377箇所) ……	被害額	1,722,870千円
■治山施設(23.93ha) ……	被害額	1,576,900千円
……………	計	3,299,770千円

◇林産物、施設被害

■施設関係(3施設) ……	被害額	15,580千円
■人工天然林(7.08ha) ……	被害額	17,918千円
……………	計	33,498千円

◇公共施設被害

■道路18箇所、河川13箇所、橋梁5箇所	……………	被害額	1,480,000千円
■町営住宅29戸(沖下住宅)	……………	被害額	87,000千円
■簡易水道施設6箇所(宮淵、只見、叶津、黒谷、熊亀、不動堂)	……………	被害額	131,000千円
■集落排水施設3処理場(八木沢、只見、西朝日)	……………	被害額	140,000千円
……………	計	1,838,000千円	

◇企業等被害

■工業(21件) ……	被害額	214,780千円
■商業(22件) ……	被害額	140,690千円
■その他(26件) ……	被害額	181,070千円
……………	計	536,540千円

住宅の応急修理制度	災害により住宅が被災した場合に、住宅の応急修理のための補修費を支給 ※申込期限が9月末まで延長されました。	環境整備課 地域整備班
只見町罹災見舞金	被災世帯に災害による次の場合に応じた金額の見舞金を支給 ・住宅が全壊した場合 20万円 ・住宅以外の建物が全壊した場合 10万円 ・住宅が大規模半壊した場合 15万円 ・住宅以外の建物が大規模半壊した場合 5万円 ・住宅が半壊した場合 8万円 ・住宅以外の建物が半壊した場合 3万円 ・住宅が床上浸水した場合 2万円 ※申請は、不要です。	町民生活課 町民班

【減免制度】

減額又は免除の対象	減額又は免除の内容	問合せ先
住民税(個人・法人)	損害の程度により一部を減額又は免除	町民生活課 税務班
固定資産税	損害の程度により一部を減額又は免除	町民生活課 税務班
国民健康保険税	損害の程度により一部を減額又は免除	町民生活課 税務班
国民健康保険医療費一部負担金	損害の程度により全部を免除(3ヵ月間)	保健福祉課 保健班
後期高齢者医療保険料	損害の程度により全部又は一部を免除	保健福祉課 保健班
介護保険料	損害の程度により全部又は一部を免除	保健福祉課 福祉班
介護サービス費等の利用料	損害の程度により全部を免除(6ヵ月間)	保健福祉課 福祉班
保育料	損害の程度により全部又は一部を免除(6ヵ月間)	保健福祉課 福祉班
奨学資金	損害の程度により返還金の一部を免除	教育委員会 学校教育班
保健師、助産師及び看護師養成奨学資金	損害の程度により返還金の全部又は一部を免除	保健福祉課 保健班
医療施設等技術者養成奨学資金	損害の程度により返還金の全部又は一部を免除	保健福祉課 保健班
農業後継者育成奨学資金	損害の程度により返還金の一部を免除	産業振興課 農林班
NHK受信料	住宅の被災の程度により受信料を減免	総務企画課 企画班

【融資制度】

融資の名称	融資の対象及び内容	問合せ先
只見町災害援護資金	被災世帯に災害による次の場合に損害の程度に応じ350万円を上限に援護資金を貸付(所得により該当しない場合があります) ・世帯主が負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヵ月以上である場合 ・住宅又は家財が損害を受け、その損害の額が住宅又は家財の価額の3分の1以上である場合	町民生活課 町民班
中小企業災害対策資金	中小企業に損害の程度により必要な災害復旧資金を融資(町の利子補給あり。)	産業振興課 交流推進班

○問合せ先電話番号

・総務企画課 企画班	☎82-5220	・産業振興課 農林班	☎82-5230
・町民生活課 町民班	☎82-5100	・産業振興課 交流推進班	☎82-5240
・町民生活課 税務班	☎82-5110	・環境整備課 地域整備班	☎82-5270
・保健福祉課 保健班	☎84-7005	・教育委員会 学校教育班	☎82-5320
・保健福祉課 福祉班	☎84-7010		

** 豪雨災害による支援制度等の一覧 **

【証明書の発行】

証明の名称	証明の対象及び内容	問合せ先
罹災証明	被災した方に被害程度等を証明する書類を発行(各種支援の申請に使用します。)	町民生活課 町民班

【給付、見舞金等支給制度】

給付の名称	給付の対象及び内容	問合せ先
義援金	被災世帯に住宅の損害の程度により義援金を支給(支給額等については、未定)	町民生活課 町民班
被災者生活 再建支援制度	被災世帯に災害による次の住宅の被害状況に応じ300万円を限度に支援金を支給。ただし、単身世帯は、支給額のうち基本額については4分の3の額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した場合 ・住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむをえず解体した場合 ・継続して危険な状態であり、居住不能な状態が長期間継続している場合 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な場合(大規模半壊) 	町民生活課 町民班
只見町被災者生活 再建支援制度	上記の「被災者生活再建支援制度」で支援されない場合などを補完するため、被災世帯に災害による次の住宅の被害状況に応じ支援金又は加算支援金を支給。ただし、単身世帯は、支給額のうち基本額については4分の3の額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が半壊又は床上浸水した場合 ・住宅が全壊又は大規模半壊した場合であって、町内に住宅を建設若しくは購入する場合又は住宅を補修する場合 	町民生活課 町民班
只見町災害弔慰金	災害により死亡した方がいる遺族に次に掲げる場合に応じた金額の弔慰金を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した方が生計を維持していた場合 500万円 ・死亡した方が上記以外の場合 250万円 	町民生活課 町民班
只見町災害障害見舞金	災害により重度の障がいが残った方に次に掲げる場合に応じた金額の見舞金を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいが残った方が生計を維持していた場合 250万円 ・障がいが残った方が上記以外の場合 125万円 	町民生活課 町民班
福島県罹災救助基金 協議会給付金	被災世帯に災害による次の場合に応じた金額の救助費を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した場合 7万円及び世帯員1人につき1万円を加算 ・住宅が半壊した場合 4万円及び世帯員1人につき5千円を加算 ・住宅が床上浸水した場合 3万円 ※基金が不足した場合は、満額支給されない場合があります。	町民生活課 町民班